

# 住民税申告及び確定申告はお早めに！

平成26年度分の住民税申告及び平成25年分確定申告の受付が次の日程表により行われます。申告が必要とされる方は、忘れずに、期間内に済ませましょう！

※申告をしない場合、所得証明書の交付、国保税の軽減措置、国民年金などの掛金の免除、各種サービスや手当等の適正な受給ができない場合があります。また、正当な理由なく申告をしなかった場合には、10万円以下の過料を科す場合もあります。

## ●申告受付日程表

月	日	曜	対象地区
2月	17	(月)	褓部・岩屋・尻屋
	18	(火)	向野・石持・鹿橋
	19	(水)	蒲野沢・桑原・東栄・稲崎・野牛
	20	(木)	入口・古野牛川
	21	(金)	大利・早掛平・目名
	24	(月)	尻労
	25	(火)	猿ヶ森・上田代・下田代・砂子又
	26	(水)	上田屋・下田屋・豊栄・一里小屋・石蔵平
3月	27	(木)	小田野沢(1班～3班)
	28	(金)	小田野沢(4班～6班)
	4	(火)	小田野沢(7班～9班)
	5	(水)	小田野沢(10班～12班)
	6	(木)	老部(1班～4班)
	7	(金)	老部(5班～7班)
	10	(月)	老部(8班～10班)
	11	(火)	白糠(下馬坂)
12	(水)	白糠(浜通・向流・宇田)	
13	(木)	白糠(明神ノ上・押付・砂端)	
14	(金)	白糠(赤平)	

**受付場所：東通村体育館**

**受付：午前…9時～11時30分**

**午後…13時～16時**

### ◎申告しなければならない方

平成26年1月1日現在、東通村に住所があり、次のいずれかに該当する方。

- ①前年(平成25年1月から12月まで)収入のあった方  
(収入がない場合で、被扶養者となっていない方は、収入がない旨の申告が必要です)
- ②勤務先から給与支払報告書が提出されない方
- ③年の途中で退職したことなどにより、年末調整をしていない方
- ④雑損控除や医療費控除、その他の控除を受けようとする方

### ◎申告しなくてもよい方

- ①税務署へ所得税の確定申告をする方
- ②勤務先で年末調整を済ませた方で、給与以外に収入がない方
- ③年金だけの収入で源泉徴収されていない方  
(収入100万円以下)

### ◎申告に必要な書類

- ・印鑑
- ・給与、年金等の源泉徴収票(必ず持参してください)
- ・営業・農業・漁業・不動産収入等の方は、収支内訳書、減価償却計算書、売上等の帳簿、経費の領収書等
- ・社会保険料(国民年金保険料)の控除証明書
- ・国民健康保険税・介護保険料・生命保険・損害保険(地震・長期損害)・医療費等の領収書か支払証明書
- ・障害者手帳や障害者控除対象者認定書(障害の程度を確認できるもの)、戦傷者手帳など
- ・税務署から送付されている確定申告書等
- ・その他必要な資料、領収書

- 注1 所得税が還付となる際には、本人名義の金融機関及び口座番号を確認します。
- 注2 支払証明書か領収書が無いと、各種控除は受けられません。
- 注3 障害者控除対象者認定書はいきいき健康推進課で交付しています。

### ※申告時のお願い

- ①申告会場は大変混雑しますので、必ずご自分の地区に割り当てられた日に申告を行うようお願いいたします。
  - ・午前中は大変混雑いたしますので午後からの受付をお勧めいたします。
  - ・やむを得ず、割り当てられた日に申告できない場合は、税務住民課までご相談ください。
  - ・割り当てられた日以外に申告に訪れた場合、混雑状況により受付できない場合があります。
- ②医療費控除を受ける方は、「医療費の明細書」を事前に作成の上、申告受付をお願いいたします。